

豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供等の支援を行う民間団体に対し、補助金を交付することにより支援することを目的とし、その交付については豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業者

年間を通じて困難な問題を抱える女性への支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「事業者」という。）

(2) 困難な問題を抱える女性

法第2条第1項に定める困難な問題を抱える女性であって、市長が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「困難な問題を抱える女性」という。）

(対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

(1) 補助金の交付申込みの前日までに3年以上継続して市内で居場所の提供を行う施設（部屋）を有し、その施設（部屋）において、宿泊を伴う支援を行っている実績を有すること。

(2) 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。

(3) 予算及び決算を適正に行っていること。

(4) 事業を遂行できる能力又は実績を有すること。

(5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

(6) 事業報告書等の未提出がないこと。（特定非営利活動法人に限る。）

(7) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ豊中市において市税の滞納がないこと。

(8) 消費税及び地方消費税の未納がないこと。（当該申告の義務を有する団体に限る。）

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体ではないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業者が行う事業とする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象事業の種目及び基準

額は別表第1のとおりとする。

2 補助対象経費は、市長が認めたもので、補助対象年度内に支出されたものとする。

3 この補助金の交付額は、別表第1の第1欄に定める事業名ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 同一会計年度において1事業者の補助金交付額の上限は480万円とする。

(公募)

第6条 公募は、市のホームページへの掲載のほか、市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 公募は、毎年1回行うものとする。ただし、予算の範囲内で、市長が適当と認めるときは、複数回行うことができる。

(補助金の交付申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、別表第2に掲げる書類を添えて豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金交付申込書（様式第1-1号。以下「申込書」という。）を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申込みを行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額並びに当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申込まなければならない。

(審査委員会の設置)

第8条 市長は、前条の規定により申込者から提出された申込書及び添付書類の内容について審査するため、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

2 審査委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、審査委員会における審査及び意見を踏まえ、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第10条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助

金取下げ申込書（様式第4号）を市長に提出することにより、申込みの取下げを行うことができる。

2 市長は、前項の規定による取下げ申込書が提出されたときは、それを受理し、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金取下げ受理通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により申込みの取下げを受理したときは、当該申込み及び申込みに係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金変更承認申込書（様式第6号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金中止・廃止承認申込書（様式第7号）をあらかじめ市長に提出し承認を受けなければならない。

（1）総事業費の20%を超える増減

（2）補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的に変更がなく、より効果的な補助目的の達成に資すると考えられるとき

イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金交付決定変更承認通知書（様式第8号）（以下「変更承認通知書」という。）又は豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金中止・廃止承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業に関する事故等の届出）

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る活動状況を把握し、本補助金の適切な運用を図るとともに、不適切な事業実施があった場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金事故報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、四半期ごとの補助対象事業が完了したときは、四半期ごとに取りまとめ、翌月15日までに、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金実績報告書（様式第11-1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告するものとする。ただし、第4四半期については、補助対象事業を実施した日が属する年度の3月31日までに報告するものとする。

（1）豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金収支報告書（様式第11-2号）

（2）豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金出納簿（様式第11-3号）

（3）その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項により申込みした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等の仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して

報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該四半期に交付すべき補助金の額を確定し、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金交付額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金の額は、第9条第1項に規定する補助金交付決定額を上限とする。

ただし、第11条第2項の変更決定を受けた場合は、前段の規定にかかわらず、変更承認通知書の変更後交付決定額を上限とする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業者が本要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を利用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不当な行為を行った場合
- (6) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)に理由を付して、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金返還命令書(様式第15号)によりその返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅滞金)

第18条 補助事業者は、第16条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、補助金規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額報告書（様式第16号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入れ控除額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合又は、その他消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額があると認められる場合は、当該仕入れ控除税額の全部又は一部を補助金の額から減額して返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者が消費税及び地方消費税の申告義務者でない場合又は当該仕入れ控除税額がゼロである場合は、この限りでない。

（財産の管理・処分・保全等）

第20条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得財産等に係る台帳を整え、保全しておかなければならない。また、補助金の交付目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者は、取得財産の単価が10万円以上の場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の定めに従い管理しなければならない。
- 3 取得財産の管理、及び処分の際に承認が必要な期間は、当該財産の取得の日から5年間とする。ただし、取得財産の単価が10万円以上の場合は、前項に規定する期間とする。
- 4 市長は、補助事業者が、当該承認に係る取得財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（他補助金との併用制限）

第21条 補助対象事業者が国、府又はその他の公共団体から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併用して受けることはできない。

（調査）

第22条 市長は、この要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要綱に関する調査を実施することとし、補助対象事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和8年（2026年）4月1日より施行する。

別表第1

1 種目	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
(1) 居場所の提供及び相談支援	1 事業者 上限480万円まで	事業実施に必要な報酬、給料、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、光熱水費、食糧費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、居場所の提供に係る1年間の賃借料（申込み当該年度）、その他事業実施に直接必要な経費で市長が必要と認めるもの	10分の10
(2) 自立支援			
(3) アフターケア			
(4) 関係機関連携会議への出席			

別表第2

豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金交付申込書の添付書類
・豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金事業実施計画書（様式第1-2号）
・豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金事業収支予算書（様式第1-3号）
・団体の定款又は団体の概要が分かるもの
・役員名簿（様式第1-4号）
・前年度の収支決算書
・過去3年間に居場所の提供事業を実施している実績が分かるもの（事業計画や報告書類等）
・居場所として設置されている建物に係る賃貸借契約書の写し
・誓約書（様式第1-5号）
・その他市長が必要と認める書類